

「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案に対する寄せられたご意見等と県の考え方

令和5年11月21日から令和5年12月20日までの間、「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の14件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

番号	ご意見等	県の考え方
1	<p>第12条「自転車損害賠償責任保険等への加入」第3項では、事業において自転車を利用するときの加入義務について定めているが、一般的な個人（家庭）賠償責任保険は業務中は担保されず、別の保険を事業者が加入する必要があるため、明確に表現された方がよいのではないかとご意見をいただきました。</p>	<p>条例では、個人の自転車利用者、事業に自転車を用いる事業者、自転車貸付事業者それぞれが加入するものをまとめて「自転車損害賠償責任保険等」と定義しております。他県等の条例においても同様の表記がみられることから、斉一を確保すべく本表記としておりますが、自転車損害賠償責任保険等は、個人で加入するもの、事業者で加入するものでは、保険の種類、補償内容が異なりますので、理解が得られやすいよう広報啓発等に取り組んでまいります。</p>
2	<p>第9条「交通安全教育等」に関して、日常生活で自転車を利用して起きた事故と事業活動で自転車を利用して起きた事故では、それぞれ補償される保険が異なるので、県から県民等への啓発の際には、保険の種類や補償範囲などについても付言いただきたいとご意見をいただきました。</p>	
3	<p>第2条第2項等の「自転車損害賠償責任保険」の表現について、保険会社の商品名で「自転車損害賠償責任保険」ではなく、個人の場合は、日常生活賠償責任保険や個人賠償責任保険、事業者の場合は施設賠償責任保険となるので、県民が加入を検討される場合に戸惑わないよう、これらの商品名をどこかに入れてはどうかとご意見をいただきました。</p>	

4	<p>第6条「自転車利用者の責務」に関して、犬を紐で引きながら自転車を運転することを禁止してほしい。歩行者にも自転車運転者自身にも危険である。</p>	<p>犬の紐を手を持って引きながら自転車を運転する行為については、岡山県道路交通法施行細則第10条5「かさをさし、物を担ぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。」に抵触すると考えられます。</p> <p>素案第6条では、自転車利用者の責務として、道路の交通に関する法令を遵守するよう定めており、個別の規定を重ねて盛り込むことまでは考えておりませんが、法令に定める各種自転車ルールが遵守されるよう、引き続き、自転車交通安全教育や広報啓発等に努めてまいりたいと考えております。</p>
5	<p>全体として、自転車以外はどうするのか。キックボードやスケボーなど他に同様の条例はあるのか。</p> <p>税金使用措置の費用対効果は公正・科学的・合理的に検討をすることを明記してほしい。安全とか妥当とか公正とかぼやっとしていてよくわからない。</p>	<p>本条例の目的は、自転車の安全で適正な利用であり、遊具であるキックボードやスケートボードを道路で使用するについては、道路交通法第76条第4項第3号に抵触すると考えられるので、条例において定めることは考えておりません。</p> <p>自転車の安全で適正な利用の促進に関する各施策につきましては、自転車の交通事故の発生状況、必要性、効果など様々な要素を踏まえた上で推進することとしております。</p>

6	<p>第11条「道路環境の整備」に関して、問題の根本は、日本が車優先社会で、歩行者はともかく自転車が走る場所がないことである。</p> <p>自転車が走る場所がないのは、岡山市中心部では、無理矢理な車道の2車線化が原因であり、車道を1車線にすれば解決する。</p> <p>渋滞については、中央に1車線分のスペースを大きく取れば、右折渋滞のリスクは少なく、信号も歩車分離すれば、左折渋滞もほぼなくなると同時に、歩行者の安全も確保できる。</p> <p>自転車道を整備すれば、歩道を走る自転車の排除とともに、車への接触が低減でき、自転車の安全も確保できるので、自転車道を整備してはどうか。</p>	<p>県では、引き続き、国、市町村、県警察及び関係団体と連携し、道路空間の制約を踏まえ、交通状況等に応じて、歩行者や自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の整備を推進してまいります。</p>
7	<p>第6条「自転車利用者の責務」に関して、自転車事故は道路だけで発生しないので、「他の歩行者及び車両が共に道路を安全に通行することができるよう」から「道路を」を削除して、道路以外の公園や駐車場などでも安全に運行するよう、自転車利用者に配慮させてはどうか。</p>	<p>県では、素案第6条の「道路を」の部分について、道路交通法第2条第1項第1号の定義に基づき、国道や県道、市町村道のほか、「一般交通の用に供するその他の場所」に該当する私道や駐車場、公園などを含むものと考えておりますが、県民により分かりやすい表記とするため、ご意見を踏まえ、素案第6条から「道路を」の文言を削除します。</p>

8	<p>第13条2項に関して、自転車保険加入を促進するために、「加入に関する情報を提供および加入の勧奨に努めるものとする。」にしてはどうか。</p>	<p>平成31年2月、国土交通省自転車活用推進本部事務局から示された「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例条文解説」では、加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指しており、こうした情報の提供は、加入促進につながるものと考えております。</p> <p>一方で、同解説では、保険代理店ではない自転車販売店が、特定の保険会社や特定の保険商品等について、当該保険会社の比較優位性や当該特定保険商品等の具体的な保険料や保障内容等について詳しく説明し、来店者など第三者に当該保険商品等の購入（保険加入）を勧めた場合、保険業法で禁じられた無登録募集に抵触する可能性があるとして、条例案への反映までは考えておりませんが、情報提供に資する広報に努めてまいりたいと考えております。</p>
9	<p>第9条第2項及び第12条に関して、県内には多くの外国人労働者・技能実習生がおり、その大多数の方が自転車を利用されていると思います。そういった人材を抱えている事業者の自転車損害賠償責任保険等への加入は、自転車事故の被害者・加害者を守る安全利用の観点からも非常に重要であり、TSマークなどの自転車本体にかけられる自転車損害賠償責任保険等もあるので、条例制定後の各所への指導や条文への記載等をご検討いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第12条第1項における自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入義務をはじめ、第13条第3項における、事業者による自転車通勤者への自転車損害賠償責任保険等の加入の確認及び同条第4項における加入の確認できない場合の加入に関する情報提供の努力義務について、外国人を雇用する事業所はもとより、県に滞在する外国人の方にも保険加入について周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

10	<p>都会と違うので、保険義務化は反対です。</p>	<p>岡山県内においても、自転車同士の衝突や自転車と歩行者の衝突といった、自転車の加害による人身事故が発生し、中には被害者が死亡したり、重傷を負ったりしたケースも見られます。</p> <p>また、全国的には、自転車の加害事故に伴う1億円近い賠償命令をはじめとした高額賠償事例も散見されます。</p> <p>このようなことから、自転車の加害事故における被害者の救済、ひいては加害者の経済的負担軽減のためにも、保険への加入義務を設けることといたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>
11	<p>県民等の役割（第5条）、自転車利用者の責務（第6条）、事業者の役割（第7条）とそれぞれの立場において自転車の安全で適正な利用の促進に努めるという条文は良いと思います。</p>	<p>県では、県民等の役割、自転車利用者の責務、事業者の役割等について広報啓発を進め、自転車の安全で適正な利用の促進に繋げてまいりたいと考えております。</p>
12	<p>市町村等との連携等（第8条）に関して、具体的には促進のためのラウンドテーブルのようなものを設ける必要があると思います。とくにそこには学生が多く所属している学校・大学の関係者も参加できるようにすべきと思います。ご検討ください。</p>	<p>県では現在、岡山県交通安全対策協議会（県、市町村、交通安全関係団体、経済団体、労働団体のほか、小学校長会、中学校長会、高等学校校長協会、特別支援学校長会、私学協会、専修学校各種学校振興会、PTA関係団体といった教育関係団体等の機関・団体で構成）などと連携し、各種交通安全運動、自転車の安全利用などの交通安全に関する取組を推進しており、こうした場を活用してまいりたいと考えております。</p>

13	<p>素案は「自転車の安全で適正な利用の促進」が主目的ですが、自転車の道路利用上関わらずにはいられない、自動車（運転者）側の、自転車も車両であるという意識改革も促さなければなりません。最近では横断歩道で停止してくれる運転者も増えてきました。今後は自転車も車両であるという認識を自転車利用者・自動車運転者の双方に持っていただくことが、お互いの認識不足からくる事故の減少につながるものと考えます。この考え方を明記する条文を是非とも付け加える必要があると考えます。ご検討ください。</p>	<p>県では、自転車の安全で適正な利用の促進を目的として条例の制定作業を進めております。</p> <p>自動車運転者が、自転車は車両であるという認識を持つことは、車道を通行する自転車への理解や安全確保につながるものと考えられますので、ご意見を踏まえ、広報啓発等を通じて、自動車運転者にも自転車は車両であることについて周知を図ってまいりたいと考えております。</p>
14	特にありません。	